

「食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令案」の概要について

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」という。）の施行に伴い、法が定める権限について、以下のとおり、消費者庁長官に委任されない権限、財務大臣及び農林水産大臣の権限の委任、都道府県等が処理する事務等を定める。

【権限の委任】

1 消費者庁長官に委任されない権限は、法第 4 条の食品表示基準の策定・変更等及び法第 13 条の各大臣への資料提供等の要請

2 財務大臣の権限のうち、法第 4 条の食品表示基準の策定・変更に関する協議及び策定・変更の内閣総理大臣への要請並びに法第 13 条の内閣総理大臣への資料提供等以外は、国税庁長官に委任（※）

〔※ 財務大臣が自らその権限を行使することも可能〕

3 以下の農林水産大臣の権限は、それぞれの地方農政局長に委任（※1）

（1）法第 6 条第 1 項の指示等（※2）→地方農政局長

（2）法第 8 条第 2 項の食品関連事業者への報告の徴収及び物件の提出要求等→当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

（3）法第 8 条第 2 項の食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者（以下「関係事業者」という。）への報告の徴収及び物件の提出要求等→当該関係事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

（4）法第 8 条第 2 項の立入検査及び質問等→当該立入検査及び質問等に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長

（5）法第 12 条第 1 項の申出の受付及び同条第 3 項の調査→当該申出の対象とする食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

〔※1 農林水産大臣が自らその権限を行使することも可能〕

〔※2 対象となるのは、主たる事務所及び事業所が一の地方農政局の管轄区域内のみにある食品関連事業者に関するもの（後記 5（1）により都道府県知事が行うものに係るものを除く。）のみ〕

4 以下の国税庁長官の権限（前記 2 参照）は、それぞれの国税局長等に委任（※1）

（1）法第 6 条第 3 項の指示等（※2）→国税局長等

（2）法第 8 条第 3 項の食品関連事業者への報告の徴収及び物件の提出要求等→当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長等

（3）法第 8 条第 3 項の関係事業者への報告の徴収及び物件の提出要求等→当該関係事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長等

（4）法第 8 条第 3 項の立入検査及び質問等→当該立入検査及び質問等に係る場所の所在地を管轄する国税局長等又は税務署長

（5）法第 12 条第 2 項の申出の受付及び同条第 3 項の調査→当該申出の対象とする食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長等

- ※1 国税庁長官が自らその権限を行使することも可能
- ※2 対象となるのは、主たる事務所及び事業所が一の国税局（沖縄国税事務所を含む。）の管轄区域内のみにある食品関連事業者に関するもののみ

【都道府県が処理する事務】

5 農林水産大臣の権限に属する以下の事務は、それぞれの都道府県知事が行うこととする（※1）。

- (1) 法第6条第1項の指示等（※2）→都道府県知事
- (2) 法第8条第2項の食品関連事業者への報告の徴収及び物件の提出要求等→当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- (3) 法第8条第2項の関係事業者への報告の徴収及び物件の提出要求等→当該関係事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- (4) 法第8条第2項の立入検査及び質問等→当該立入検査及び質問等に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事
- (5) 法第12条第1項の申出の受付及び同条第3項の調査→当該申出の対象とする食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

- ※1 (2)～(5)については、農林水産大臣が自ら行うことも可能
- ※2 対象となるのは、主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにある食品関連事業者（以下「特定食品関連事業者」という。）に関するもののみ
- (注) あわせて、(1)～(5)の事務を行った場合の都道府県知事から農林水産大臣への報告等について所要の規定を設ける。

6 消費者庁長官に委任された権限（原材料、原産地その他食品（酒類を除く。）の品質に関する表示の適正化を図るために必要と認められる事項に係るもの）に属する以下の事務は、それぞれの都道府県知事が行うこととする（※1）。

- (1) 法第6条第1項の規定の指示等（※2）→特定食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- (2) (1)の指示に係る同条第5項の命令等（※2）→都道府県知事
- (3) 法第8条第1項の食品関連事業者への報告の徴収及び物件の提出要求等→当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- (4) 法第8条第1項の関係事業者への報告の徴収及び物件の提出要求等→当該関係事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- (5) 法第8条第1項の立入検査及び質問等→当該立入検査及び質問等に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事
- (6) 法第12条第1項の申出の受付及び同条第3項の調査→当該申出の対象とする食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

- ※1 (3)～(6)については、消費者庁長官が自ら行うことも可能
- ※2 対象となるのは、特定食品関連事業者に関するもののみ
- (注) あわせて、(1)～(6)の事務を行った場合の都道府県知事から消費者庁長官への報告等について所要の規定を設ける。

7 消費者庁長官に委任された権限（アレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他国民の健康の保護及び増進を図るために必要と認められる事項に係るもの）の属する以下の事務は、それぞれの都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が行うこととする（※）。

- (1) 法第6条第1項又は第3項の食品関連事業者への指示等→当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- (2) (1)の指示に係る同条第5項の命令等→都道府県知事
- (3) 法第6条第8項の食品関連事業者等への命令等→当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- (4) 法第8条第1項の食品関連事業者等への報告の徴収及び物件の提出要求→当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- (5) 法第8条第1項の関係事業者への報告の徴収及び物件の提出要求→当該関係事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- (6) 法第8条第1項の立入検査、質問及び収去等→当該立入検査、質問及び収去等に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事
- (7) 法第12条第1項又は第2項の申出の受付及び同条第3項の調査→当該申出の対象とする食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

※ 消費者庁長官が自ら行うことも可能

(注1) あわせて、(1)～(7)の事務を行った場合の都道府県知事から消費者庁長官への報告等について所要の規定を設ける。

(注2) (3)（業務停止命令を除く。）、(4)～(6)（法第8条第7項による委託に係るものを除く。）については、第一号法定受託事務とする。

【施行期日】

法の施行の日から施行

【その他】

- (1) 前記7により特別区が処理する事務のうち、法第6条第1項、第5項及び第8項、第7条並びに第8条第1項、第6項及び第7項の事務（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係るものに限る。）については、当分の間、都が処理
- (2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）について、本政令の改正に併せて所要の改正を行うとともに、その他関係政令の改正等を行う。